

平成20年7月7日
堺市

工事請負契約における単品スライド条項の適用実施について（お知らせ）

最近の鋼材類及び燃料油が高騰している状況を踏まえ、本市発注の請負工事に関して、今回、特定の資材の価格上昇分を対象とした「単品スライド条項」として、工事請負契約書第24条の規定（賃金又は物価の著しい変動に基づく請負代金額の変更）を当分の間、適用します。

記

- 1 対象となる資材
「鋼材類」及び「燃料油」
- 2 発注者負担
対象資材の価格上昇に伴う増額部分のうち、対象請負代金額の1%を超える額
- 3 請求手続
(1) 工期末の2か月前までに請求（工期末に変更契約を行います。）
(2) 実際に購入した対象資材の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入時期を証明する書類の提出
- 4 スライド額の計算で用いる単価
(1) 鋼材類 現場に搬入された月に基づく実勢価格
(2) 燃料油 購入された月に基づく実勢価格
実際に購入した際の鋼材類の購入金額、燃料油の購入金額の方が、実勢価格よりも低い場合は、実際の購入金額を用います。
- 5 スライド額の計算で用いる対象数量
(1) 設計図書に記載された数量
(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

6 スライド額の計算

スライドの対象となった資材について、上記4の単価と上記5の数量を用いて再積算（経費の変更は行わない）した金額と、スライド前の金額の差額から、スライド前の対象請負代金額の1%相当額を減じます。

7 施行日

平成20年7月7日

（施行日時点で継続中の工事及び施行日以降の新規契約の工事が対象となります。）

8 その他

（1）部分引渡しをした工事の部分、部分払いの対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できません。

（2）工期末が平成20年10月31日以前である工事についての適用申請は、工期満了前であって、かつ、平成20年8月31日までに申請することが必要です。

（3）現在、スライド額の算定方法や対象資材の品目などの具体的な運用基準を策定中であり、その詳細については後日お知らせします。